

令和元年さいたま市議会 9月定例会提出議案一覧

合計 40 件（専決処分報告議案 1 件・予算議案 2 件・決算議案 4 件・条例議案 14 件・一般議案 11 件・道路議案 2 件・人事議案 6 件）

《専決処分報告議案》

議案第 114 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第 4 号））

《予算議案》

議案第 115 号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 116 号 令和元年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

《決算議案》

議案第 117 号 平成 30 年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 118 号 平成 30 年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

議案第 119 号 平成 30 年度さいたま市病院事業会計決算の認定について

議案第 120 号 平成 30 年度さいたま市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

《条例議案》

議案第 121 号 さいたま市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・総務局人事部人事課）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、さいたま市職員定数条例ほか 7 条例について所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市職員定数条例の一部改正
 - ・ 条例の対象とする職員の定義について、規定の整備を行うもの。
- 2 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正
 - ・ 条件付採用の規定に係る地方公務員法の引用条項等の規定の整備を行うもの。
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正
 - ・ 条件付採用の規定に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。
- 4 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
 - (1) 報告事項の対象とする職員からパートタイム会計年度任用職員を除くこととするもの。
 - (2) 報告事項に係る規定の整備を行うもの。
- 5 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
 - ・ 会計年度任用職員の休職の期間について、当該会計年度任用職員の任期の範囲内で任命権者が定めることとするもの。
- 6 さいたま市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
 - ・ パートタイム会計年度任用職員の減給の効果について、給与から減じる額を当該会計年度任用職員の基本報酬の時間額から地域手当に相当する額を除いた額を基礎として算定することとするもの。

7 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- (1) 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数について、当該職員の任用期間を考慮し、規則で定めることとするもの。
- (2) フルタイム会計年度任用職員の休暇について、その職務の性質等を考慮して、規則で定めることとするもの。
- (3) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇について、その職務の性質等を考慮して、規則で定めることとするもの。

8 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 育児休業中の勤勉手当の支給の規定及び育児休業から職務に復帰した場合の号給の調整の規定について、それぞれの規定の対象となる職員から会計年度任用職員を除くこととするもの。
- (2) 部分休業の承認及び部分休業をしている職員の給与の減額について、規定の整備を行うもの。
- (3) 非常勤職員が子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めるもの。
- (4) 育児休業の再度の取得等ができる特別の事情として、保育所等における保育の実施が当面行われなことを明記するもの。

(施行期日) 令和2年4月1日

議案第122号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部職員課)

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設、地方公務員の欠格条項の改正等に伴い、さいたま市職員の給与に関する条例ほか4条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備
 - ・ 一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、規定の整備を行うもの。
- 2 地方公務員の欠格条項の改正に伴う規定の整備
 - ・ 地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、規定の整備を行うもの。
- 3 六日町山の家 の廃止に伴う規定の整備
 - ・ 六日町山の家 の廃止に伴い、寒冷地手当の支給対象地域から新潟県南魚沼市を削除するもの。
- 4 医療技術職における職務名の統合に伴う規定の整備
 - ・ 市立病院における職員配置の現状を踏まえ、理学療法士長を技師長に、理学療法副士長を副技師長にそれぞれ統合することに伴い、規定の整備を行うもの。
- 5 技能職員で会計年度任用職員であるものの給与
 - ・ 技能職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類を定め、その額及び支給方法を規則で定めることとするもの。

(施行期日) 令和2年4月1日等

議案第123号 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部職員課)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職に属する非常勤の地方公務員の新た

な任用制度として、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 給与の種類

- (1) フルタイム会計年度任用職員に支給する給与は、給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とするもの。
- (2) パートタイム会計年度任用職員に支給する給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当とするもの。

2 給料及び基本報酬

- (1) 給料の額は、常勤職員に支給される給料の額との権衡を考慮して月額で定めることとし、その月額は、類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表の職務の級1級等における最高の号給の給料月額を超えない範囲内において規則で定めることとするもの。
- (2) 基本報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料の額及び常勤職員に支給される給料の額との権衡を考慮して時間額で定めることとし、その時間額は、類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表の職務の級1級等における最高の号給の給料月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を時間額に換算した額を超えない範囲内において規則で定めることとするもの。
- (3) 特に専門性が高く、(1)による上限の範囲内で給料の額を規定することが適当でない職務に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、特定任期付職員に適用される給料表の最高の号給の給料月額を超えない範囲内において規則で定めることとするもの。
- (4) 特に専門性が高く、(2)による上限の範囲内で基本報酬の額を規定することが適当でない職務に従事するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の時間額は、特定任期付職員に適用される給料表の最高の号給の給料月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を時間額に換算した額を超えない範囲内において規則で定めることとするもの。

3 給料及び基本報酬の支給方法及び支給日

- (1) 給料の支給方法及び支給日は、さいたま市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける常勤職員の例によることとするもの。
- (2) 基本報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務時間数により計算した額を翌月の21日までに支給することとするもの。

4 手当及び手当相当報酬

- (1) フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、1(1)の手当（期末手当を除く。）を支給することができることとするもの。
- (2) パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給される手当との権衡並びに労働基準法の規定を考慮して規則で定めるところにより、1(2)の手当相当報酬を支給することができることとするもの。
- (3) 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける

常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができることとするもの。また、これらの日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とするもの。

5 旅費及び費用弁償

- (1) フルタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、旅費を支給することとするもの。
- (2) パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、一般職の職員に支給される旅費に相当する額を費用弁償として支給することとするもの。
- (3) パートタイム会計年度任用職員が通勤のために費用を要したときは、給与条例の適用を受ける常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、その費用を弁償することができることとするもの。

(施行期日) 令和2年4月1日

議案第124号 さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局管理部教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第125号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している地方公務員法の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和2年4月1日

議案第126号 さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員給与課)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和元年12月14日

議案第127号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民局区政推進部)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付の制度が明確化されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第128号 さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、年金管理者となることができない者について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 年金管理者となることができない者
- ・ 年金管理者となることができない者について、「成年被後見人又は被保佐人」から「精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めるもの。

(施行期日) 令和元年12月14日

議案第129号 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

さいたま市立病院新病院の開院に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 診療科目の変更及び追加
- (1) 「放射線科」を「放射線診断科」及び「放射線治療科」に改めるもの。
- (2) 「緩和ケア内科」を追加するもの。

(施行期日) 令和元年12月29日

議案第130号 さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民局区政推進部)

住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえ、旧氏等で表されている印鑑を登録できるようにするため、及び自動交付機の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 氏の変更があった者の印鑑登録
 - ・ 氏の変更があった者は、氏名、氏、名若しくは旧氏又はそれらの一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録することができることとするもの。
- 2 規定の整備
 - ・ 自動交付機の廃止に伴い、暗証番号に係る規定を削るほか、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 1については令和元年11月5日、2については同年12月29日

議案第131号 さいたま市公共事業評価審議会条例の制定について

(所管課所・建設局技術管理課)

市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会を設置するもの。

2 組織

- (1) 審議会は、委員7人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。
- (2) 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするもの。

(施行期日) 令和元年11月1日

議案第132号 さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

道路構造令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 自転車通行帯に関する基準の新設

- ・ 道路構造令で定める基準を参酌して、道路の構造の技術的基準に自転車通行帯に関する規定を新たに設けるとともに、その他規定の整備を行うもの。

2 自転車道に関する基準の改正

- ・ 道路構造令で定める基準を参酌して、道路の構造の技術的基準に自転車道の設置要件として、設計速度が60キロメートル以上という要件を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第133号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設及び地方公務員の欠格条項の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備

- ・ 非常勤職員等の給与に関する規定を会計年度任用職員の給与に関する規定に改め、会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるもの。

2 地方公務員の欠格条項の改正に伴う規定の整備

- ・ 地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和2年4月1日等施行

議案第 1 3 4 号 さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防団活躍推進室)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正を踏まえ、消防団員の欠格条項を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 欠格条項の見直し
- ・ 消防団員となることができないこととされていた成年被後見人及び被保佐人の規定を削除するもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第 1 3 5 号 さいたま市浦和駒場体育館中規模修繕（建築）工事請負契約について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市浦和駒場体育館中規模修繕（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
6 億 3, 3 9 4 万 1, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
佐伯・ユージェイケー特定共同企業体

議案第 1 3 6 号 道場三室線 2 工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

(内容)

- 1 契約の目的
道場三室線 2 工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3 3 億 4, 2 9 0 万円
- 4 契約の相手方
三井住友建設・斎藤工業・伊田テクノス特定共同企業体

議案第 1 3 7 号 さいたま市立岸中学校外 1 0 校照明 L E D 化・空調機設置 E S C O 事業契約について

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立岸中学校外 1 0 校照明 L E D 化・空調機設置 E S C O 事業

- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
12億5,180万円
- 4 契約の相手方
 - (1) 日本ファシリティ・ソリューション株式会社
 - (2) 積田・大塚特定共同企業体
 - (3) NTTファイナンス株式会社関東支店

**議案第138号 さいたま市立常盤中学校外13校照明LED化・空調機設置ESCO事業契約
について**

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立常盤中学校外13校照明LED化・空調機設置ESCO事業
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
16億8,849万8,900円
- 4 契約の相手方
 - (1) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
 - (2) 株式会社雙設備研究所
 - (3) 株式会社太平エンジニアリング北関東支店
 - (4) 株式会社積田電業社
 - (5) 東京ガスすまいるサポート株式会社

**議案第139号 さいたま市立大宮東中学校外12校照明LED化・空調機設置ESCO事業契約
について**

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立大宮東中学校外12校照明LED化・空調機設置ESCO事業
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
13億4,963万1,800円
- 4 契約の相手方
 - (1) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
 - (2) 株式会社雙設備研究所
 - (3) 株式会社太平エンジニアリング北関東支店
 - (4) 株式会社積田電業社
 - (5) 東京ガスすまいるサポート株式会社

**議案第140号 さいたま市立宮原中学校外19校照明LED化・空調機設置ESCO事業契約
について**

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立宮原中学校外19校照明LED化・空調機設置ESCO事業
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
18億4,966万円
- 4 契約の相手方
 - (1) 日本ファシリティ・ソリューション株式会社
 - (2) 積田・大塚特定共同企業体
 - (3) NTTファイナンス株式会社関東支店

議案第141号 財産の取得について（小型水槽付消防ポンプ自動車）

(所管課所・消防局警防部警防課)

火災現場における消火活動に必要な小型水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
小型水槽付消防ポンプ自動車 3台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京営業部
- 3 取得額
1億4,487万円

議案第142号 財産の取得について（先端屈折式はしご付消防自動車）

(所管課所・消防局警防部警防課)

災害現場における消防活動に必要な先端屈折式はしご付消防自動車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
先端屈折式はしご付消防自動車 1台
- 2 取得先
株式会社モリタテクノス東日本営業部
- 3 取得額
1億9,580万円

議案第143号 財産の取得について（救急自動車）

(所管課所・消防局警防部警防課)

救急現場における救急活動に必要な救急自動車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
救急自動車 6台
- 2 取得先
埼玉トヨタ自動車株式会社
- 3 取得額
2億1,423万6,000円

議案第144号 財産の取得について（後方支援車）

(所管課所・消防局警防部警防課)

災害現場における後方支援活動に必要な後方支援車を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
後方支援車 1台
- 2 取得先
平和機械株式会社
- 3 取得額
8,118万円

議案第145号 指定管理者の指定について（さいたま市にぎわい交流館いわつき）

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

さいたま市にぎわい交流館いわつきの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 岩槻区本町6丁目1番2号
 - (2) 名称 さいたま市にぎわい交流館いわつき
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 浦和区高砂3丁目17番15号
 - (2) 名称 さいたま商工会議所
 - (3) 代表者 会頭 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間
令和2年2月22日から令和5年3月31日まで

《道路議案》

議案第146号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0路線
開 発	13路線
合 計	13路線

議案第147号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	1 路線
開 発	2 路線
合 計	3 路線

《人事議案》

議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
鵜籠 雅之	新任

議案第149号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
北村 秀子	再任

議案第150号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
田平 恵	再任

議案第151号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
堀 哲郎	再任

議案第152号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
濱野 恵理子	新任

議案第153号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
山本 里美	新任